

令和 7 年 度

指 導 監 査 実 施 結 果 報 告 書

(令 和 8 年 7 月)

川崎市こども未来局総務部監査担当

目 次

はじめに	1
序章	2
第 1 節 指導監査の概要	2
第 1 章 社会福祉法人及び児童福祉施設等の指導監査	
第 1 節 指導監査の実施状況	4
第 2 節 社会福祉法人の指導監査	5
第 3 節 保育所の指導監査	7
第 4 節 幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、施設型給付幼稚園、 私学助成の幼稚園の指導監査	15
第 5 節 家庭的保育事業等の指導監査	18
第 6 節 社会的養護関係施設の指導監査	23
第 7 節 児童厚生施設（児童館）の指導監査	26
第 2 章 福祉事務所及び児童相談所の指導監査	
第 1 節 指導監査の実施状況	27
第 2 節 児童福祉法施行事務の指導監査	28

はじめに

こども未来局では、所管する社会福祉法人、児童福祉施設（保育所、幼保連携型認定こども園、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設等）、家庭的保育事業等（小規模保育事業 A 型、小規模保育事業 B 型、小規模保育事業 C 型、家庭的保育事業、事業所内保育事業等）、児童相談所、福祉事務所等に対し、関係法令・通知等を遵守し適正に法人・施設の運営が行われているかについて確認し、設備運営基準等を満たしていない場合については、改善指導を行うことにより、福祉サービスの質の向上や基準等の適正実施の確保を図っています。

本報告書は、令和 7 年度の指導監査の実施結果を通じ、現在の施設運営上の様々な課題を多くの皆様に知っていただくことを目的に作成しました。施設を運営されている皆様には、本報告書を御一読いただき、他施設等で課題として挙げられている事項も含め、自主的な改善に役立てていただければ幸いです。

序 章

第 1 節 指導監査の概要

1 指導監査の根拠法令、対象

指導監査の根拠となる法令、監査対象は以下のとおりです。

	根 拠 法 令	対 象
法人指導監査	社会福祉法第 56 条	こども未来局所管となる社会福祉法人
児童福祉施設等の指導監査 (以下「指導監査」という)	児童福祉法第 34 条の 17、第 46 条、社会福祉 法第 20 条及び認定こど も園法第 19 条	児童福祉施設、家庭的保育事 業等、児童福祉行政機関及び 幼保連携型認定こども園
特定教育・保育施設等の指導監査 (以下「子ども・子育て支援法に 基づく指導監査」という。)	子ども・子育て支援法第 38 条、第 50 条等	特定教育・保育施設等
特定子ども・子育て支援施設等の指導監査 (以下「子ども・子育て支援法に 基づく指導監査」という。)	子ども・子育て支援法第 58 条の 8	特定子ども・子育て支援施 設等

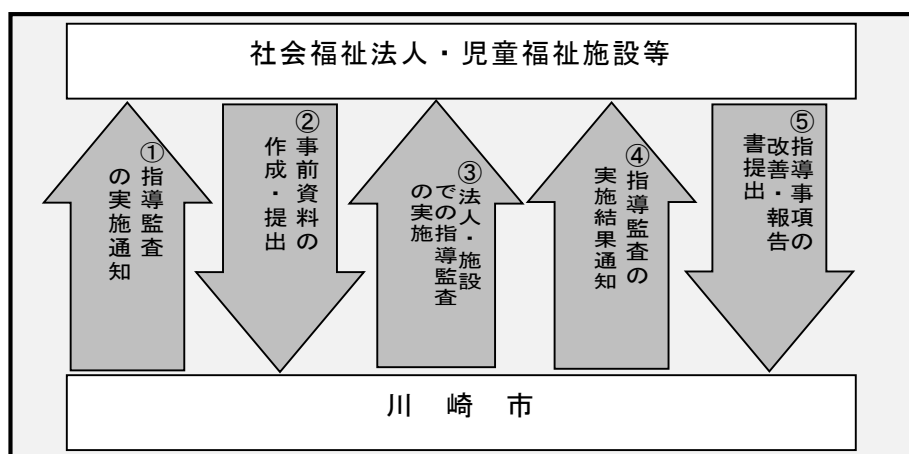
2 指導監査の区分

指導監査には、一般指導監査と特別指導監査があります。

区 分	内 容
一般指導監査	年間指導監査実施計画に基づき、原則として年 1 回以上、実地にて行う指導監査
特別指導監査	運営等に不正又は著しい不当があったことを疑うに足る理由があるとき、正当な理由がなく指導監査を拒否した場合等、必要に応じ実地にて行う指導監査

3 一般指導監査の流れ

本市では、指導監査は必ず複数の職員で編成した監査班により実施します。必要に応じ所管部署と合同で実施する場合や、神奈川県等と連携しながら実施することもあります。一般指導監査の主な流れは次のとおりです。



4 指導監査の結果

指導監査の結果、改善が必要な事項については「指導監査結果通知書」により対象法人等へ通知します。この通知には「文書指示事項」や「口頭指示事項」が具体的に記載されます。なお、「文書指示事項」については期限を定め、文書により改善内容を本市に報告するよう義務付けています。（表「指導監査結果の区分」参照）

表「指導監査結果の区分」

区 分	内 容
文書指示事項	法令若しくは通知に対する違反がある、又は前年度の口頭指示事項に対して改善の取組がなされていない場合
口頭指示事項	法令等に対する違反であっても軽微なものである場合
助言指導事項	法令等に対する違反ではないが、福祉の向上のため改善が必要な場合

第1章 社会福祉法人及び児童福祉施設等の指導監査

第1節 指導監査の実施状況

社会福祉法に基づく会福祉法人、児童福祉法に基づく児童福祉施設・家庭的保育事業等における指導監査及び、子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設等における確認指導監査の令和7年度の実施状況は次のとおりです。

令和7年度の指導監査の実施状況

種 別		指導監査 対象数	指導監査 実施施設数	指導監査 実施件数	特定教 育・保育 施設等の 指導監査 実施数	特定子ど も・子育て 支援施設 等の指導 監査実施 数
社会福祉法人		19	10	10	—	—
児 童 福 祉 施 設	民設民営保育所	439	439	439	439	89
	公設公営保育所	21	21	21	—	—
	幼保連携型認定こども園	5	5	5	5	5
	児童養護施設(地域小規模児童養護施設を含む)	13	13	13	—	—
	乳児院	2	2	2	—	—
	児童家庭支援センター	6	6	6	—	—
	母子生活支援施設	1 (1)	1 (1)	1 (1)	—	—
	児童心理治療施設	1	1	1	—	—
	児童館	1	1	1	—	—
家庭的保育事業		16	16	16	16	—
小規模保育事業	A 型	41	41	41	41	—
	B 型	17	17	17	17	—
	C 型	7	7	7	7	—
事業所内保育事業		6	6	6	6	—
幼稚園型認定こども園		21	1	1	1	1
施設型給付幼稚園		24	2	2	2	2
私学助成の幼稚園		33	3	3	—	3
合 計		673 (1)	592 (1)	592 (1)	534	100

注1:()内は公設民営施設(指定管理施設)の再掲。

注2:保育所数は、併設の乳児保育園を含みます。

第2節 社会福祉法人の指導監査

社会福祉法人は、社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法に基づき設立された法人です。

社会福祉法人は、社会福祉事業を行うために必要な資産を備え、事業を確実、効果的かつ適正に実施するために、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上と事業経営の透明性の確保を図らなければならないとされています。

社会福祉法人には、その公益性の高さから法人税、事業税等が原則、非課税とされていたり、共同募金をはじめとした各種助成金の受給資格などを受けていたり、様々な優遇措置があります。そのため、法人設立や事業経営にあたっては社会福祉法等の法令で設立要件や事務手続きなどが定められており、適正な運営が求められています。

1 社会福祉法人指導監査対象数及び指導監査方法

社会福祉法人は、平成23年度から健康福祉局所管社会福祉法人の一部が市民・こども局こども本部に移管され、令和7年度は19の社会福祉法人がこども未来局の所管となっています。

また、指導監査については、社会福祉法等に基づき指導監査基準等を定め、毎年度法人から提出される報告書類により法人の運営状況を確認するとともに、前回の指導監査の状況を勘案し、特に大きな問題が認められない場合等は、3年に1回実施するものとしています。なお、令和7年度は19法人中10法人について実地指導監査を行いました。

2 令和7年度指導監査について

(1) 重点事項

令和7年度社会福祉法人指導監査は、次の事項に重点をおいて実施しました。

- ア 報酬、給与の適切な支給
- イ 理事会、評議員会及び監事監査の実効性の確保
- ウ 諸規程の整備
- エ 人事管理
- オ 資産管理
- カ 会計経理管理
- キ 情報開示
- ク 地域における公益的な取組

(2) 指導監査結果

令和7年度に実地指導監査を行った10法人について、指導監査結果は次のとおりです。

- ア 文書指示事項のある法人・・・・・・・・・・7 法人 （ 9 件）
 イ 口頭指示事項のある法人・・・・・・・・・・7 法人 （10 件）
 ウ 指示事項のない法人・・・・・・・・・・・・・3 法人

項目別指示件数

項 目	指示件数（割合）	内 訳	
		文書指示	口頭指示
会計経理及び資産管理	12（ 67％）	5	7
理事会等の実行性の確保	6（ 33％）	4	2
合 計	18（100％）	9	9

(ア)指示事項となった事例

a 会計経理及び資産管理

- ・ 計算書類の金額を実際の現預金額と一致させるなど適正に作成する必要があります。
- ・ 附属明細書について、計算書類の金額と一致させる必要があります。

b 評議委員会の実効性の確保

- ・ 理事、監事、評議員について、就任承諾書等により、就任の意思表示を確認する必要があります。

3 特別指導監査について

令和 7 年度は、社会福祉法人に対する特別指導監査を実施した例はありません。

4 今後の課題について

「会計経理及び資産管理」については、① 適切な予算編成と執行、② 経理規程に基づいた経理処理、③ 社会福祉法人会計基準等に基づく決算書類（財務諸表）の作成、④ 内部けん制体制の整備等が重要とされており、法人の経営、存続と事業の継続性に直結する課題であることから、会計事務に対する一層の指導監査の充実が求められています。

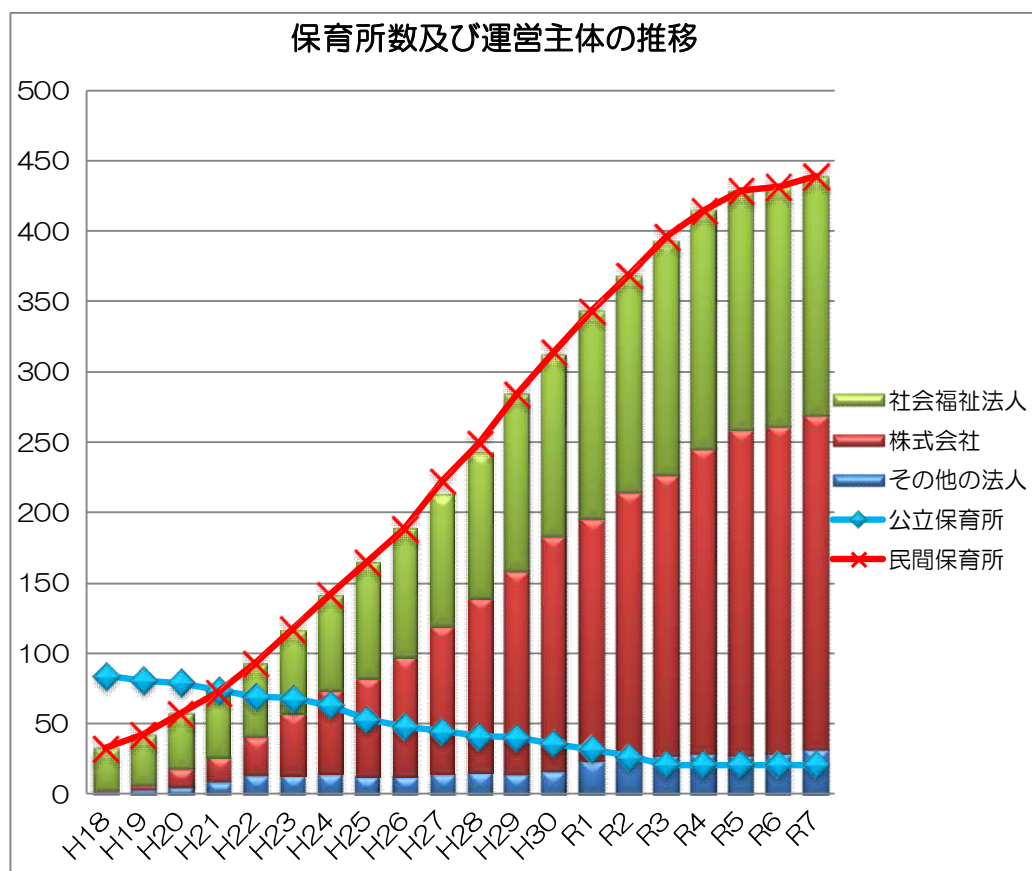
第3節 保育所の指導監査

1 施設数及び運営主体の推移

共働き世帯の増加などの働き方の変化、核家族化の進行や女性の就労機会の増大等により保育所の利用ニーズが高まり、こうした状況に対応するため、保育所の整備が進められ、平成17年度に119施設であった保育所は令和7年度には460施設に増加しました（分園を含む。）。

保育所を設置主体及び運営主体の違いで分類すると、公設公営の保育所（以下「公立保育所」という。）及び民設民営の保育所（以下「民間保育所」という。）に区分されます。公立保育所については民営化を推進し、平成16年度の88施設から令和3年度には21施設となっています。一方、民間保育所は30施設から439施設に増加しています。

民間保育所の運営主体は、多様な運営主体による保育事業への参画により、社会福祉法人に加え、株式会社、学校法人、公益財団法人、NPO法人等多様化が進んでいます。



2 指導監査方法

保育所の指導監査は、児童福祉法及び子ども・子育て支援法に基づき指導監査基準等の主眼事項及び着眼点、確認指導及び監査主眼事項・着眼点等（公立保育所を除く。）を定め、同時に原則毎年1回実地により行っています。

令和7年度は、監査の対象を区分して次のとおり実施しました。

ア 前年、指導監査において「文書指示事項」等のない運営状況が良好な施設等については、翌年度は、監査項目を絞った半日監査を実施。

イ 新規開設から2年度目までの施設等については、初年度の運営状況が良好であっても、年度1回の全日監査を実施。

保育所に係る指導監査の実施状況

種別／年度		H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
公立 保育所	対象数	57	52	49	45	40	36	32	27	21	21	21	21	21
	実地指導監査	7	7	7	7	8	7	7	－	－	21	21	21	21
	書面指導監査	－	－	－	－	－	29	25	27	21	－	－	－	－
	集団指導						－	－	－	－	－	－	－	－
民間 保育所	対象数	165	189	221	250	285	314	343	369	397	417	429	432	439
	実地指導監査	127	119	151	163	181	197	217	56	96	319	424	432	439
	書面指導監査	38	70	70	87	104	117	126	313	301	98	5	－	－
公設民 営保育 所	対象数	14	14	9	7	3	3	－	－	－	－	－	－	－
	実地指導監査	14	8	4	5	－	3	－	－	－	－	－	－	－
	書面指導監査	0	6	5	2	3	－	－	－	－	－	－	－	－
	対象数	151	175	212	243	282	311	343	369	397	417	429	432	439
	実地監査	113	111	147	158	181	194	217	56	96	319	424	432	439
	書面監査	38	64	65	85	101	117	126	313	301	98	5	－	－

指導監査は書面審査と施設・設備の確認、関係職員からの聞き取りにより実施し、改善が必要な事項については監査後に書面で通知します。

3 令和7年度指導監査について

(1) 重点事項

令和7年度保育所指導監査は、次の事項に重点をおいて実施しました。

- ア 施設の適正な運営の確保
- イ 非常災害対策、事故防止等の安全対策
- ウ 人権の尊重
- エ 保育の質の確保・向上
- オ 食事の提供状況
- カ 適正な会計処理
- キ 子どものための教育・保育給付費等の適正執行

(2) 指導監査結果

ア 公立保育所

令和7年度の対象施設数は21施設で、実地指導監査を21施設で行いました。

公立保育所 項目別指示件数

項目	指示件数	文書指示	口頭指示
児童の健康管理	1	0	1
給食業務	1	0	1
事故防止及び発生時の対応	2	0	2
合計	4	0	4

(ア) 指示事項となった事例

a 児童の健康管理

- ・ 嘱託医の入園前健康診断記録表の「入園の適否」の記載および押印をもって入園確認となります。入園前健康診断記録表の適切な作成が必要となります。

b 給食業務

- ・ 食物アレルギーへの対応について、除去食の変更・継続・解除について適切に管理し、健康管理委員会に諮る必要があります。

c 事故防止及び発生時の対応

- ・ 睡眠中においては、乳幼児突然死症候群予防の睡眠時確認を行い記録する、窒息リスクへの除去を適切に行う等の安全対策を行う必要があります。
特に、乳児（0歳児）の顔が見える仰向けに寝かせることが重要です。（医学的な理由で医師からうつぶせ寝をすすめられている場合以外）

イ 民間保育所

令和 7 年度の対象施設数は 439 施設で、全ての施設で実地指導監査を行いました。

民間保育所 項目別指示件数

項目	指示件数	割合	文書指示	口頭指示
会計経理	153	26.6%	137	16
職員配置	110	19.1%	64	46
事故防止及び発生時の対応	98	17%	14	84
児童の健康管理	59	10.2%	22	37
給食業務	42	7.3%	3	39
防災・防犯対策	36	6.2%	3	33
衛生管理体制	19	3.3%	15	4
労働基準法等関係及び職員定着化	18	3.1%	8	10
職員の健康管理	17	2.9%	1	16
保育の質の確保・向上	8	1.4%	1	7
保育計画等の作成	5	0.9%	0	5
児童の受入状況	4	0.7%	4	0
秘密保持等	3	0.5%	0	3
施設設備の状況	2	0.3%	2	0
諸規程・帳簿の整備	2	0.3%	0	2
苦情対応	1	0.2%	0	1
合計	577	100.0%	274	303

(ア) 指示事項となった事例

a 会計経理

- ・ 前期末支払資金残高について、法人本部の運営に要する経費に充当する場合、金額を適切に算定し、市の承認を得る必要があります。
- ・ 設置認可等通知及び市取扱要綱に基づき、各会計年度に作成すべき計算書類を適正に作成する必要があります。
- ・ 拠点区分間の貸付を行った場合は、同一年度内に精算する必要があります。
- ・ 当期末支払資金残高については、当該年度の委託費収入の 30%以下とする必要があります。

b 職員配置

- ・ 最低2人の保育士の配置について、時間帯別で適正に配置する必要があります。
- ・ 施設長は年間を通じてその施設の運営管理の業務に専従配置とする必要があります。
- ・ 市加配保育士（その他国基準等保育士の任意分含む）について、年間を通じて1人以上配置するよう努める必要があります。
- ・ 国基準調理員について、年間を通じて配置する必要があります。

c 事故防止及び発生時の対応

- ・ 睡眠中においては、乳幼児突然死症候群予防の睡眠時確認を行い記録する、窒息リスクへの除去を適切に行う等の安全対策を行う必要があります。
特に、乳児（0歳児）の顔が見える仰向けに寝かせることが重要です。（医学的な理由で医師からうつぶせ寝をすすめられている場合以外）
- ・ 医療機関に受診となった事案等は、市への連絡・報告を行うことが必要です。
- ・ プール活動・水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないように、監視のみを行う職員と、プール等指導を行う職員を分けて配置し、記録することが必要です。
- ・ 登降園時や園外活動時等、子どもの人数確認をダブルチェックの体制をとる等して徹底して行う必要があります。

d 児童の健康管理

- ・ 書面審査であったとしても、嘱託医の入園前健康診断記録の「入園の適否」の記載をもって入園確認となりますので、入園前健康診断記録表の作成が必要となります。
- ・ 投薬の実施にあたっては健康管理委員会の承認を得ること、関係職員、保護者、主治医等と連携を図り、適切な薬の管理等を行う必要があります。
- ・ 本市では、「百日咳・麻疹・風しん・水痘、帯状疱疹・流行性耳下腺炎・咽頭結膜熱・流行性角結膜炎・急性出血性結膜炎・溶連菌感染症」を登園許可証が必要な感染症として分類しています。他自治体では、「溶連菌感染症」「帯状疱疹」について登園許可証不要の感染症に分類している例がありましたが、本市で運営される園では、本市の分類の中で処理してください。

e 給食業務

- ・ 食物アレルギーへの対応について、除去食の変更・継続・解除について適切に管理し、健康管理委員会に諮る必要があります。
- ・ 調理・調乳従事者等の健康・衛生チェックを適正に行う必要があります。

- ・ 3歳未満児、3歳以上児それぞれにおいて必要な栄養量が確保できる献立を作成し、給食を提供する必要があります。
- ・ 調理室内専用の帽子、外衣及び履物を適切に着用し、室外に出る場合は外衣等を交換する必要があります。

f 防災・防犯対策

- ・ 避難及び消火訓練を少なくとも毎月1回行うことが必要です。初期消火を想定し、模擬消火活動を行い、その内容を記録に残してください。

g 衛生管理体制

- ・ 調理・調乳等に従事する職員の検便を適切に行うことが必要です。新規入職職員、育児休暇復帰職員等においては、業務開始までに細菌検査の結果が陰性であることを確認してください。

h 労働基準法等関係及び職員定着化

- ・ 時間外及び休日労働をさせる場合等に、協定を結び、労働基準監督署へ届け出る必要があります。
- ・ 年間を通じて、施設長及び常勤保育士（派遣を除く）の半数以上が変更とならないよう、職員の定着促進及び離職防止に努めることが必要です。

i 職員の健康管理

- ・ 常時使用する職員については、雇入時健康診断を適切に実施する必要があります。

j 保育の環境（人・物・場）

- ・ 子どもの人権に配慮された言葉かけ、働きかけを行ってください。
- ・ 日々の保育実践を振り返り、計画的に研修を実施するなど、不適切保育の未然防止に施設全体で継続的に取り組む必要があります。

4 随時監査について

年間指導監査実施計画による指導監査の他に、対象施設等の運営等に問題が生じた場合、又は通報及び法人等からの現況報告等により問題の生じるおそれがあると認められる場合は、随時の指導監査を行っております。令和7年度は、保育所に対する随時監査を1件実施しました。

5 特別指導監査について

令和7年度は、保育所に対する特別指導監査を実施した例はありません。

6 子ども・子育て支援法に基づく指導監査について

(1) 特定教育・保育施設等確認指導

保育所における特定教育・保育施設等確認指導は、児童福祉法に基づく指導監

査と併せて行っています。令和 7 年度は全施設で確認指導を行うとともに処遇改善等加算による賃金改善の実施状況について 9 施設で重点的に検証を行いました。

(2) 特定子ども・子育て支援施設等確認指導

保育所における特定子ども・子育て支援施設等確認指導は、児童福祉法に基づく指導監査と併せて行っています。令和 7 年度は、一時保育事業又は年度限定保育事業を実施している 89 施設で行いました。

7 今後の課題について

令和 7 年度指導監査から見えてくる課題として次の項目が挙げられます。

(1) 適正な職員配置

条例等に規定された職員の配置は、適正な運営のために大変重要です。年齢別配置基準保育士を全ての時間帯において適正に配置すること、職員の定着化に努めることなどが課題となっています。

特に最低 2 人の保育士配置が必要な場合には、施設の運営管理業務に専従すべき施設長を含めないこと、少なくとも保育士 1 人と市長が保育士と同等の知識を有すると認める者を配置していることを確認してください。

(2) 事故防止等の安全対策

事故防止のため定期的に施設及び設備の点検を行う際にも、固定遊具や機器の点検に加えて、保育室がそこで生活する子どもの年齢や発達に適した安全管理がなされているか、という視点で点検することが大変重要です。

室内保育、園庭での保育、睡眠、水遊び、食事、園外保育など、場面によっても安全確保に必要な事項は変わります。特に重大事故につながりやすい睡眠中のうつぶせ寝や食事時の誤嚥については、内閣府からの『教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン【事故防止のための取り組み】』を参考に事故発生予防の取り組みを行ってください。

(3) 指導計画の作成と評価を踏まえた計画の改善、保育の質の確保・向上

指導計画については、各年齢の子どもの発達状況を踏まえて季節や環境に応じ、子どもが主体的に活動できるような計画となるように作成されることが望まれます。計画が具体的で実践に即した内容になるように、評価の内容を次の計画作成に活かし改善を行うことが、保育の質の向上に繋がります。また、子どもの人権を尊重し、適切な言葉がけ、働きかけ等ができていないかについても常に振り返り

を行う必要があります。研修を計画的に実施するなど、不適切保育の未然防止に施設全体で継続的に取り組むことが必要です。

(4) 給食業務、食物アレルギー等への対応

給食の献立については、各法人や施設において定める給与栄養目標量により、児童の成長・発達に必要な栄養量が確保されるように作成することが必要です。また、提供される食材料費については、実費徴収と市加算による主食・副食費に見合った内容であることが求められます。

食物アレルギー等の対応については、除去食の実施にあたって、除去開始時の他に、1年ごとに除去継続の申請書を健康管理委員会へ提出する必要があります。この他、除去内容の変更、または除去の解除があった場合も健康管理委員会に申請書を提出する必要があります。

(5) 会計経理等

保育所の運営にあたって支給される委託費等は、その原資に公費が含まれていることから会計処理として、現金管理、予算執行管理及び決算時における各種書類の作成等を適切に行うことは非常に重要です。

決算は会計年度中の収支の状況及び期末日現在の資産状況を明らかにするものであり、各種決算書類の作成をはじめ、次期繰越活動増減差額、期末支払資金等の次年度への引継等を適切に行う必要があります。なお、委託費の弾力運用については、府子本第 254 号・雇児発 0903 第 6 号通知「子ども・子育て支援法附則第 6 条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」（平成 30 年 4 月 16 日）に基づく条件と範囲内でのみ行うことができるとされています。

第4節 幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、施設型給付幼稚園、私学助成の幼稚園の指導監査

本市では、平成26年度までは幼保連携型認定こども園の保育所機能等について監査を実施してきましたが、子ども・子育て支援法が施行された平成27年度以降は施設全体の指導監査を実施しています。

また平成30年度から、幼稚園型認定こども園、施設型給付幼稚園に対し、子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設等に対して行う指導監査を実施しており、令和3年度からは私学助成の幼稚園に対し、特定子ども・子育て支援施設等における指導監査を実施しました。

1 指導監査方法

幼保連携型認定こども園の指導監査は、児童福祉法及び子ども・子育て支援法に基づき指導監査基準等の主眼事項及び着眼点、確認指導及び監査主眼事項・着眼点等を定め、毎年1回実地により行っています。

幼稚園型認定こども園、施設型給付幼稚園の確認指導は、原則として5年に1回の神奈川県が実施する立入検査に同行して実施します。

私学助成の幼稚園の確認指導は、原則として5年に1回の神奈川県が実施する立入検査と併せて実施します。

2 令和7年度指導監査について

(1) 重点事項

令和7年度の幼保連携型認定こども園の指導監査は、次の事項を重点において実施しました。

- ア 適切な計画の策定と計画に基づく支援
- イ 児童の健康及び安全の確保
- ウ 利用者の人権擁護
- エ 安全及び衛生対策の徹底
- オ 職員の確保と処遇の充実 適正な職員配置及び施設・設備の状況
- カ 諸規定の遵守
- キ 会計処理の適正化
- ク 子どものための教育・保育給付費等の適正執行

(2) 指導監査結果

令和7年度に指導監査を行った幼保連携型認定こども園5施設についての指導監査結果は、次のとおりです。

- ア 文書指示事項のある施設・・・・・・・・・・0 施設
 イ 口頭指示事項のある施設・・・・・・・・・・2 施設（2 件）
 ウ 指示事項のない施設・・・・・・・・・・3 施設

項目別指示件数

項 目	指示件数（割合）		
		文書指示	口頭指示
職員の健康管理	2(100%)	0	2
合 計	2(100%)	0	2

(7) 指示事項となった事例

a 職員の健康管理

- ・ 常時使用する職員については、雇入時健康診断を適切に実施する必要があります。

3 特別指導監査について

令和7年度は幼保連携型認定こども園の特別指導監査を実施した例はありません。

4 子ども・子育て支援法に基づく指導監査について

(1) 特定教育・保育施設等確認指導結果

幼保連携型認定こども園における特定教育・保育施設等**確認指導**は、児童福祉法に基づく指導監査と併せて行っています。令和7年度は、全施設で確認指導を行うとともに、処遇改善等加算による賃金改善の実施状況について、3施設で重点的に検証を行いました。

また、令和7年度の幼稚園型認定こども園、施設型給付幼稚園の確認指導は、幼稚園型認定こども園を1施設、施設型給付幼稚園を2施設実施し、指摘事項はありませんでした。

(2) 特定子ども・子育て支援施設等確認指導結果

令和7年度の特定子ども・子育て支援施設等確認指導は、幼保連携型認定こども園5施設、幼稚園型認定こども園を1施設、施設型給付幼稚園を2施設、私学助成の幼稚園3施設で実施し、指摘事項はありません。

5 今後の課題について

- (1) 幼保連携型認定こども園については、前年度指摘事項の一定の改善が確認できました。幼児教育・保育の無償化や保育の質の検討に伴い、就学前のすべての子どもに質

の高い教育・保育を提供する施設としてその役割への期待が高まる中、引き続き適正な運営の確保に努めることが求められます。

- (2) 幼稚園型認定こども園及び施設型給付幼稚園については、平成 30 年度から子ども・子育て支援法に基づく確認監査を実施しています。これまで検討や改善を依頼した事項として、教育・保育の提供の記録を備えること、重要事項説明を施設内に掲示すること、苦情解決担当者の周知や記録簿を整備すること等があります。

第5節 家庭的保育事業等の指導監査

家庭的保育事業等は、平成27年度からの子ども・子育て支援法の本格施行に伴い、新たに創設された「地域型保育給付」の対象となる事業です。家庭的保育事業等とは、家庭的保育事業、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型、小規模保育事業C型、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業に分類されています。保育需要が拡大する中で、地域に密着した小規模な保育事業を担っています。なお、令和7年度においては、本市では居宅訪問型保育事業を除く事業を認可しております。

1 指導監査方法

家庭的保育事業等の指導監査は、児童福祉法及び子ども・子育て支援法に基づき指導監査基準等の主眼事項及び着眼点、確認指導及び監査主眼事項・着眼点等を定め、原則毎年1回実地により行っています。

令和7年度は、原則、実地監査（半日）を実施しました。

2 令和7年度指導監査について

(1) 重点事項

令和7年度の家庭的保育事業等の指導監査は、次の事項を重点において実施しました。

- ア 施設の適正な運営の確保
- イ 非常災害対策、事故防止等の安全対策
- ウ 人権の尊重
- エ 保育の質の確保・向上
- オ 食事の提供状況
- カ 適正な会計処理
- キ 子どものための教育・保育給付費等の適正執行

(2) 指導監査結果

令和7年度に指導監査を行った87施設についての指導監査結果は次のとおりです。

- ア 文書指示事項のある施設・・・ 26施設（34件）
- イ 口頭指示事項のある施設・・・ 37施設（53件）
- ウ 指示事項のない施設・・・・・・ 34施設

項目別指示件数

(小規模保育事業A型)

指 示 事 項	指示件数	割 合	内 訳	
			文書指示	口頭指示
職員配置	10	25%	5	5
会計経理	7	17.5%	6	1
事故防止及び発生時の対応	7	17.5%	2	5
職員の健康管理	6	15%	0	6
児童の健康管理	4	10%	2	2
苦情対応	2	5%	0	2
労働基準法等関係及び職員定着化	2	5%	1	1
衛生管理体制	1	2.5%	1	0
防災・防犯対策	1	2.5%	0	1
合 計	40	100.0%	17	23

(小規模保育事業B型)

指 示 事 項	指示件数	割 合	内 訳	
			文書指示	口頭指示
職員配置	10	37.1%	6	4
給食業務	5	18.5%	1	4
事故防止及び発生時の対応	3	11.1%	0	3
児童の健康管理	2	7.4%	1	1
防災・防犯対策	2	7.4%	1	1
衛生管理体制	1	3.7%	1	0
会計経理	1	3.7%	1	0
諸規程・帳簿の整備	1	3.7%	1	0
職員の健康管理	1	3.7%	0	1
労働基準法等関係及び職員定着化	1	3.7%	1	0
合 計	27	100.0%	13	14

(小規模保育事業C型)

指 示 事 項	指示件数	割 合	内 訳	
			文書指示	口頭指示
防災・防犯対策	3	75%	1	2
事故防止及び発生時の対応	1	25%	0	1
合 計	4	100%	1	3

(事業所内保育事業)

指 示 事 項	指示件数	割 合	内 訳	
			文書指示	口頭指示
職員配置	6	85.7%	3	3
労働基準法等関係及び職員定着化	1	14.3%	0	1
合 計	7	100.0%	3	4

(家庭的保育事業)

指 示 事 項	指示件数	割 合	内 訳	
			文書指示	口頭指示
防災・防犯対策	3	33.4%	0	3
児童の健康管理	2	22.2%	0	2
会計経理	2	22.2%	0	2
職員の資格保有	1	11.1%	0	1
給食業務	1	11.1%	0	1
合 計	9	100%	0	9

(7) 指示事項となった主な事例

a. 給食業務

- ・調理・調乳従事者等の健康・衛生チェックを適正に行う必要があります。
- ・子どもに提供するすべての給食について、提供前に検食を実施し、検食簿を整備し記録する必要があります。

b. 児童の健康管理

- ・入所前健康診断を行い、記録を行うことが必要です。

- ・本市では、「百日咳・麻疹・風しん・水痘、带状疱疹・流行性耳下腺炎・咽頭結膜熱・流行性角結膜炎・急性出血性結膜炎・溶連菌感染症」を登園許可証が必要な感染症として分類しています。他自治体では、「溶連菌感染症」「带状疱疹」について登園許可証不要の感染症に分類している例がありましたが、本市で運営される園では、本市の分類の中で処理してください。

c. 事故防止及び発生時の対応

- ・プール活動、水遊びを行う場合は、監視を行うものとプール等指導を行うものを分けて配置し、記録する必要があります。
- ・乳幼児突然死症候群予防の睡眠時確認を行い記録する必要があります。

d. 職員配置

- ・保育士資格を有する管理者について、年間を通じて配置する必要があります。
- ・最低 2 人の保育士を時間帯別で配置する必要があります。
- ・管理者は年間を通じてその施設の運営管理の業務に専従配置とする必要があります。

e. 会計経理

- ・各会計年度に作成すべき計算書類は適正に作成する必要があります。
- ・給与規定等に定められた給与を適正に支給する必要があります。

f. 防災・防犯対策

- ・消火訓練は少なくとも毎月 1 回行う必要があります。

g. 労働基準等関係及び職員定着化

- ・時間外及び休日労働をさせる場合等に、協定を結び、労働基準監督署へ届ける必要があります。
- ・年間を通じて、施設長及び常勤保育士（派遣を除く）の半数以上が変更とならないよう、職員の定着促進及び離職防止に努めることが必要です。

h. 職員の健康管理

- ・常時使用する職員については、雇入時健康診断を適切に実施する必要があります。

i. 衛生管理体制

- ・調理・調乳等に従事する職員の検便を適切に行うことが必要です。新規入職職員、育児休暇復帰職員等においては、業務開始までに細菌検査の結果が陰性であることを確認してください。

3 随時監査について

年間指導監査実施計画による指導監査の他に、対象施設等の運営等に問題が生じた場合、又は通報及び法人等からの現況報告等により問題の生じるおそれがあると認められる場合は、随時の指導監査を行っております。令和 7 年度は、小規模保育事業 A 型、B 型、C 型、家庭的保育事業及び事業所内保育事業について随時監査を実施した例はありません。

4 特別指導監査について

令和 7 年度は、小規模保育事業 A 型、B 型、C 型、家庭的保育事業及び事業所内保育事業について特別指導監査を実施した例はありません。

5 子ども・子育て支援法に基づく指導監査について

特定教育・保育施設等確認指導は児童福祉法に基づく指導監査と併せて行っています。令和 7 年度は、全施設で確認指導を行うとともに、処遇改善等加算による賃金改善の実施状況について、5 施設で重点的に検証を行いました。

6 今後の課題について

(1) 職員の適正配置と定着化について

適正な職員配置は、安定した保育運営の要となることから、引き続き職員の適正配置及びその定着化を図ってください。なお、異なる種類の事業を複数箇所運営する場合には、事業所ごとの運営が求められることに留意してください。

(2) 給食室の衛生について

調理・調乳従事者等は検便実施等、健康管理を行い、調理室専用の帽子、外衣、履物を適切に着用し、室外に出る場合は交換することが必要です。検査用保存食についても適切に保存してください。

(3) 事故防止等の安全対策

事故防止のため、使用する保育室、遊具、設備等そこで生活する子どもの年齢や発達に適しているか常に安全管理を行うことが大変重要です。

年齢や室内保育、睡眠、水遊び、食事、園外保育など、場面によっても安全確保に必要な事項は変わります。内閣府からの『教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン【事故防止のための取組み】』を参考にし、事故発生予防の取り組みを行ってください。

第6節 社会的養護関係施設の指導監査

社会的養護関係施設には、保護者がいない、または家庭の事情で養護ができない児童や虐待を受けた児童を入所させている児童養護施設、乳児（0歳～2歳未満）を入所させている乳児院、配偶者のない女子またはこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を保護し自立に向けて生活を支援している母子生活支援施設、地域の家庭等からの相談に応じ必要な助言を行うとともに児童相談所等との連絡調整等の援助を総合的に行う児童家庭支援センター、様々な理由で生きづらさを感じている児童を入所または通所させ、治療を行う児童心理治療施設（旧 情緒障害児短期治療施設）があります。

1 指導監査方法

社会的養護関係施設の指導監査は、児童福祉法等に基づき指導監査基準等の主眼事項及び着眼点を定め、毎年1回実地により行っています。

指導監査は書面審査と施設・設備の確認、関係職員からの聞き取りにより実施し、改善が必要な事項については監査後に書面で通知します。

種別／年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
児童養護施設	9	9	9	10	10	9	10	11	11	11	12	13
乳児院	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
母子生活支援施設	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
児童家庭支援センター	4	4	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
児童心理治療施設	—	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

2 令和7年度指導監査について

(1) 重点事項

令和7年度の社会的養護関係施設の指導監査は、次の事項に重点をおいて実施しました。

- ア 適切な計画の策定と計画に基づく支援
- イ 利用者の権利擁護
- ウ 児童の健康及び安全の確保
- エ 安全及び衛生対策の徹底
- オ 職員の確保と処遇の充実
- カ 諸規程の遵守
- キ 会計処理の適正化
- ク 児童家庭支援センター指導業務委託の執行

ケ 地域小規模児童養護施設の適切な運営

(2) 指導監査結果

令和7年度に実地指導監査を行った23施設についての指導監査結果は次のとおりです。

ア 文書指示事項のある施設・・・・・・・・8施設（15件）

イ 口頭指示事項のある施設・・・・・・・・1施設（1件）

ウ 指示事項のない施設・・・・・・・・15施設

項目別指示件数

項目	指示件数	割合	文書指示	口頭指示
給付金として支払を受けた金銭の管理	2	13%	2	0
職員配置	2	13%	2	0
社会福祉法人の会計	2	13%	2	0
前期末支払資金残高の取扱い	2	13%	2	0
虐待等の禁止	1	6%	1	0
秘密保持等	1	6%	1	0
職員給与等の状況	1	6%	1	0
職員の確保と定着化	1	6%	1	0
日々の健康管理	1	6%	1	0
各会計年度に係る計算書類	1	6%	1	0
運営費の管理・運用	1	6%	1	0
職員の健康診断	1	6%	0	1
合 計	16	100%	15	1

(ア) 指示事項となった事例

a 避難・消火訓練等

- ・消火訓練を少なくとも毎月1回行う必要があります。

b 秘密保持等

- ・正当な理由なく、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らさぬよう、情報管理を適正に行う必要があります

c 日常の健康管理

- ・投薬管理を適正に行う必要があります。

d 職員の確保と定着化

- ・職員の計画的な採用、定着促進及び離職防止に努める必要があります。

e 前期末支払資金残高の取扱い

- ・ 期末支払資金残高について、本部の運営に要する経費に充当する場合、金額を適切に算定する必要があります

f 給付金として支払を受けた金銭の管理

- ・ 児童に係る金銭をその他の財産と区別する必要があります。

3 随時監査について

令和 7 年度は社会的養護関係施設に対する随時監査を実施した例はありません。

4 特別指導監査について

令和 7 年度は社会的養護関係施設に対する特別指導監査を実施した例はありません。

5 今後の課題について

令和 7 年度指導監査から見えてくる課題として次の項目が挙げられます。

(1) 事故防止及び防犯の対策等

定期的に施設及び設備の点検を行うとともに、職員への教育その他事故防止のため必要となる対策を講じる必要があります。年齢や場面によって安全確保に必要な事項は変わりますので、状況に応じた事故発生予防の取り組みを行ってください。

(2) 職員配置

職員配置は施設の運営に必要な配置基準に基づき、必要な経験や資格を要する職員を適正に配置する必要があります。

(3) 会計経理等

決算は会計年度中の収支の状況及び期末日現在の資産状況を明らかにするものであり、各種決算書類の作成をはじめ、次期繰越活動増減差額、期末支払資金等の次年度への引継等を適切に行う必要があります。

第7節 児童厚生施設（児童館）の指導監査

児童厚生施設（児童館）（以下「児童館」という。）とは、児童福祉法第40条に規定する児童厚生施設の1つで、地域において児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、または情操をゆたかにすることを目的とする児童福祉施設です。

1 児童館指導監査方法

児童館の指導監査は、児童福祉法等に基づき指導監査基準等の主眼事項及び着眼点を定め、平成28年度から、毎年1回実地により行っています。

指導監査は書面審査と施設・設備の確認、関係職員からの聞き取りにより実施し、改善が必要な事項については監査後に書面で通知します。

2 令和7年度指導監査について

(1) 重点事項

令和7年度の児童館の指導監査は、次の事項を重点において実施しました。

- ア 適切な子ども理解
- イ 適切な支援の実施
- ウ 児童の安全健康及び確保
- エ 利用者の人権擁護
- オ 安全及び衛生対策の徹底
- カ 職員の確保と処遇の充実
- キ 諸規定の遵守
- ク 適正な会計処理

(2) 指導監査結果

対象1施設で実地指導監査を行い、指摘事項はありませんでした。

3 特別指導監査について

令和7年度は、児童館の特別指導監査を実施した例はありません。

第2章 福祉事務所及び児童相談所の指導監査

第1節 指導監査の実施状況

児童福祉法施行事務実施機関については、福祉事務所における保育所等の入所事務及び児童相談所における児童養護施設等への措置事務について、次のとおり指導監査を実施しています。

(実施状況)

年度	実施機関名	実施数
平成 28 年度	・ 幸福祉事務所 ・ こども家庭センター	2 機関
平成 29 年度	・ 宮前福祉事務所 ・ 中部児童相談所	2 機関
平成 30 年度	・ 田島福祉事務所 ・ 川崎福祉事務所 ・ 北部児童相談所	3 機関
令和元年度	・ 中原福祉事務所 ・ 高津福祉事務所 ・ こども家庭センター	3 機関
令和 2 年度	・ 宮前福祉事務所 ・ 多摩福祉事務所 ・ 麻生福祉事務所 ・ 中部児童相談所 ・ 北部児童相談所	新型コロナウイルス感染症拡大防止等への対応のため実施見合わせ
令和 3 年度	・ 宮前福祉事務所 ・ 多摩福祉事務所 ・ 麻生福祉事務所 ・ 中部児童相談所 ・ 北部児童相談所 ・ こども家庭センター	6 機関
令和 4 年度	・ 川崎福祉事務所 ・ 幸福祉事務所 ・ 中原福祉事務所 ・ 中部児童相談所 ・ 北部児童相談所 ・ こども家庭センター	6 機関
令和 5 年度	・ 高津福祉事務所 ・ 宮前福祉事務所 ・ 多摩福祉事務所 ・ 麻生福祉事務所 ・ 中部児童相談所 ・ こども家庭センター	6 機関
令和 6 年度	・ 川崎福祉事務所 ・ 幸福祉事務所 ・ 中原福祉事務所 ・ 南部児童相談所 ・ 中部児童相談所 ・ 北部児童相談所	6 機関
令和 7 年度	・ 高津福祉事務所 ・ 宮前福祉事務所 ・ 多摩福祉事務所 ・ 麻生福祉事務所 ・ 南部児童相談所 ・ 北部児童相談所	6 機関

第2節 児童福祉法施行事務の指導監査

1 指導監査方法

児童福祉法施行事務実施機関の指導監査は、児童福祉施設等を所管する機関について、重点事項等を定め、抽出により毎年1回実地指導監査を行っています。

指導監査は書面審査、関係職員からの聞き取りにより実施し、改善が必要な事項については監査後に書面で通知します。

2 令和7年度指導監査について

(1) 重点事項

令和7年度児童福祉法施行事務指導監査は、次の事項に重点をおいて実施しました。

ア 福祉事務所

(ア) 適正な入所事務等の確保

(イ) 適正な費用徴収事務の確保

イ 児童相談所

(ア) 適正な入所措置等の確保

(イ) 適正な費用徴収事務の確保

(ウ) 一時保護所の適切な運営

(2) 指導監査実施状況

関係法令に基づき、実施機関としての福祉事務所及び児童相談所における法施行事務の適正な実施について、個別ケースファイル・各種会議録・苦情の記録等の確認を行いました。

実施機関	事務	個別ケース確認件数
高津福祉事務所	保育所	25
	入院助産	5
	母子生活支援施設	9
宮前福祉事務所	保育所	25
	入院助産	5
	母子生活支援施設	10
多摩福祉事務所	保育所	25
	入院助産	10
	母子生活支援施設	5
麻生福祉事務所	保育所	25
	入院助産	2
	母子生活支援施設	5
南部児童相談所	児童養護施設	14
	乳児院	2
	里親委託	7
	その他	7

北部児童相談所	児童養護施設	15
	乳児院	2
	里親委託	7
	その他	6
合 計		211

(3) 指導監査結果

ア 指示件数

実施機関	文書指示	口頭指示
高津福祉事務所	0	3
宮前福祉事務所	0	1
多摩福祉事務所	1	1
麻生福祉事務所	0	1
南部児童相談所	1	2
北部児童相談所	0	3
合 計	2	11

イ 指示事項となった事例

(ア) 適正な入所事務等の確保

- ・ 教育・保育給付認定について、認定事務を適正に行うこと。
- ・ 合意書を徴し、入所者の入所意思決定を確認すること。
- ・ 母子保護の実施に伴う事務処理を適正に行うこと。
- ・ 母子保護の実施にかかる書類を適正に保管すること。

(イ) 適正な入所措置等の確保

- ・ 自立支援計画について確認し、写しを保管すること。
- ・ 里親委託の養育状況報告書を適切に徴すること。

(ウ) 適正な費用徴収事務の確保

- ・ 費用認定事務を適正に行うこと。

(エ) 一時保護所の適切な運営

- ・ 投薬管理を適正に行うこと。